

南伊勢町告示第1号

住民監査請求監査結果について

このことについて、地方自治法第242条第5項の規定により告示する。

令和3年1月7日

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 松葉 和久

記

別紙

監査請求人 様

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 松葉 和久

### 住民監査請求について（回答）

令和 2 年 11 月 13 日付で提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項に基づき監査した結果は、次のとおりです。

#### 1. 請求の要旨

- (1) 監査人は小山巧南伊勢町長兼（株）みなみいせ商会（以下「商会」という）代表取締役（以下「小山町長」という）に対し、商会が平成 30 年 4 月頃、売掛け詐欺によって被った損害金 5 0 3 万円の中から 3 万円を差引いた 5 0 0 万円について、小山巧個人及び小川伸司（前商会取締役事業部長）に対して損害賠償請求権を行使するよう勧告せよ。
- (2) 令和 2 年 11 月 13 日付け措置請求（住民監査請求）の第 1 項「請求の趣旨」を令和 2 年 12 月 16 日提出の「補正の申立」により、次の「請求の趣旨」に差し替えた。

##### 請求の趣旨

監査人は、小山巧南伊勢町長兼（株）みなみいせ商会代表取締役に対し、両名（小山町長、小川伸司前商会取締役事業部長）の不法行為によって、南伊勢町が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを勧告せよ。

- (3) 令和 2 年 12 月 16 日付け補正の第 1 項「請求の趣旨」を令和 2 年 12 月 17 日提出の「補正の申立」により、次の「請求の趣旨」に差し替えた。

##### 請求の趣旨

請求人は、監査委員に対し、両名（小山町長、小川伸司前商会取締役事業部長）の不法行為によって、南伊勢町が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求める。

#### 2. 請求人の陳述等

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 14 日に陳述書の提出をもって、請求人に対して、陳述の機会を設けた。請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

正当な理由なく被害届若しくは刑事告訴を怠る事実は特別背任罪の可能性を否定できない。

#### 3. 監査対象事項

本件請求に関して財産の管理を怠る事実が存在するかを対象として次の監査を行った。

南伊勢町のみなみいせ商会代表取締役小山巧及び取締役事業部長の小川伸司らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の有無

#### 4. 事実関係の確認

対象部局を調査し、「弁明書」その他提出資料を求め、事務担当者に対し、聴取を行った。

- (1) 株式会社みなみいせ商会（以下「商会」という。）は、南伊勢町が発起人として設立した第三セクター方式による株式会社である。

南伊勢町は、商会に対して、金5,310万円を出資して、商会株式の75パーセント以上を取得している。

請求外小川伸司は前取締役事業部長である。その在任期間は3年である。請求外小山巧が商会の代表取締役であり、責任者である。

- (2) 両者の過失責任について

請求外商会代表取締役小山巧及び前取締役事業部長小川伸司らが二重に過失を犯していることは、争う。

- ① 詐欺に対する注意義務違反について

請求外商会代表取締役小山巧らが詐欺被害予防のための有効な措置を講じる必要があるにも拘わらずこれを怠った責任を負うことは、否認する。過失は、南伊勢町に対してなければならないところ、請求人は、商会に対する過失を主張しているにすぎない。

- ② 損害の回復に対する職責放棄について

請求外商会代表取締役小山巧らが商会の被った損害の回復に有効な措置を講じる職責を負うこと、小山町長が損害を被った事実を認めたこと、刑事告訴をしていないことは、認める。損害の回復に対する職責放棄については、争う。

請求人は、商会に対する過失を主張しているにすぎず、南伊勢町に対する過失を主張していない。

- (3) 損害の発生について

商会株主の財産権に損害500万円が生じたことは否認し、争う。500万円の損害は、南伊勢町に発生していない。

#### 5. 認定事実

- (1) 商会は、南伊勢町が発起人として設立した第三セクター方式による株式会社である。

南伊勢町は、商会に対して、金5,310万円を出資して、商会株式の75パーセント以上を取得している。請求外小川伸司は、前取締役事業部長である。その在任期間が3年である。請求外小山巧は商会の代表取締役であり責任者である。南伊勢町の財産と商会の財産は、別である。

- (2) 請求外商会代表取締役小山巧らは、南伊勢町に財産的損害を加えていない。

- (3) 南伊勢町は、請求外商会代表取締役小山巧らにより損害500万円の損害が生じていない。

#### 6. 監査委員の判断

- (1) 結論

本件請求は、棄却する。

- (2) 判断理由

ア 財産の管理を怠る事実があると認められるかについて（法第242条第1項）。

請求人は、請求外商会代表取締役小山巧らが南伊勢町に財産的損害を加えたことから、監査委員に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を勧告するよう求めている。

そのため、請求人は、請求外商会代表取締役小山巧らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とし、監査委員に対し、請求外商会代表取締役小山巧らに対す

る不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を勧告するよう求めている。

以上より、請求外商会代表取締役小山巧らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の成否を検討する。

イ 請求外商会代表取締役小山巧らが当町の財産的損害を加えた事実の有無。

請求人は、詐欺的予防を講ずべき義務違反や損害の回復措置を講ずる義務違反の2つの過失により商會に500万円の損害を与えたと主張している。しかし、請求外商会代表取締役小山巧らが南伊勢町に財産的損害を加えた事実は認められない。

したがって、南伊勢町に損害が生じたと認められず、詐欺的予防を講ずべき義務違反や損害の回復措置を講ずる義務違反の有無について検討するまでもなく、請求人の主張する請求外商会代表取締役小山巧らの不法行為に基づく損害賠償請求権の成立を認めることはできないから、財産の管理を怠る事実は認められない。

ウ 以上によれば、本件請求には、理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により結論のとおり決定する。

以上